

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C工場に配属され、生産スケジュール管理及び製造立案の補助業務等に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「自閉症スペクトラム障害の疑い」と診断され、同月○日、E医療機関を受診し、「発達障害の疑い、適応障害」と診断された。被災者は、同月○日から同年○月○日まで休業し、同月○日から復職したものの、同年○月○日に会社から退職するよう通告され、同月○日、退職の手續を済ませ、同月○日、雑木林内で縊死しているところを発見された。
- 3 本件は、請求人が被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨の意見を述べているところ、被災者が同日、会社健康支援室を訪れた後、D医療機関に受診した経緯等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。なお、請求人は、被災者が「特別な出来事」と同程度の心理的負荷により適応障害が悪化したことや適応障害とは異なるうつ病を発病したことなども主張するが、これらを裏付ける医学的意見はないことから、同主張を採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準については、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) そこで、以下認定基準により検討する。

ア 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月の間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、被災者が、○年○月、Fの業務を全て引き継ぐこととなったため、これまでの業務に加え新たな業務を行うことになったこと、業務量が増加したこと、達成困難なノルマが課されたが達成できなかったことなどと主張する。

イ この点、Fは、「私が、○年○月に昇進したことに伴い、被災者には、本来被災者が担当すべきである製造立案の業務をしてもらうことになった。」「被災者の製造立案の業務はいきなり自分1人でやれと言ってもできる業務ではないので、被災者は、私の業務を引き継ぐということだけでなく、私の業務の一部を補助するというイメージで、勉強のために一緒についてもらった。いずれ

独り立ちしてくれればよい、という感じであり、被災者の業務量が急増したということはない。」旨を述べている。また、Gは、「被災者は、新人であったことから、被災者の業務量は、〇年〇月までは、0.5人工分程度だった。しかし、被災者は、〇年〇月には、入社〇年目となるため、Fが行っていた業務の一部を被災者にやってもらうことにし、1人工分をやってもらうことになったが、業務量は決して過重な負荷ではなかった。」旨を述べている。さらに、被災者の労働時間をみると、監督署長は、勤怠管理表の始業打刻の時刻を始業時刻とし、終業打刻の時刻を終業時刻とするなどして労働時間を集計しているところ、同集計によれば、発病前2か月目の時間外労働時間数は29時間31分、発病前1か月目の時間外労働時間数は33時間34分にとどまっている。

ウ 以上によれば、請求人が主張するとおり、被災者は、新たな業務を行うこととなり一定の業務量の増加はあったと認められるものの、請求人の新たな業務はFの補助的な業務で、入社〇年目であれば通常実施できる業務と認められるため、その負荷も大きくなく、時間外労働時間もほとんど増加していないことから、同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめても、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。また、被災者に対して、達成困難なノルマが課された事実は認められず、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）には該当しないと判断する。

(4) 以上によれば、評価期間内に係る出来事の心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つであるから、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、請求人は、出来事が、仮に被災者の本件疾病が発病した後に生じたものであるとしても、「特別な出来事」に当たる出来事と同程度の心理的負荷に相当する、ないし、「特別な出来事」に当たらないとしても、精神障害の発病について業務起因性が認められるような強い心理的負荷を受けて、既に発病している精神障害が自然経過を超えて悪化したときには、業務起因性が認められるというべきであると主張する。しかしながら、当審査会としては、そもそも被災者の

本件疾病が悪化したと認めることはできず、また、請求人の主張する出来事はいずれも本件疾病発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。